

お知らせ

税務署からのお知らせ

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

国税庁では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」と定めています。

成長過程にある**未成年者の飲酒は、本人にとって身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。**これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちがお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、**大人の責務として社会全体で取り組む必要があります**のでご理解・ご協力をお願いします。

☎ 米子税務署 TEL 0859-32-4121

お知らせ

司法書士による「無料法律相談会」

鳥取県司法書士会では下記のとおり相談会を開催しますので、お気軽にご利用ください。

☎ 3月29日(金) 16:00~20:00

(前日までに要予約 TEL 0857-24-7024)

📍 米子コンベンションセンター 第1会議室

☑ 相続・遺言／不動産の贈与・売買／不動産・商業登記／成年後見の申立て／高齢者・障がい者の財産管理／家賃・貸金・売掛金など140万円以下の民事紛争／借金・多重債務問題／その他身の回りの法律問題

☎ 鳥取県司法書士会 TEL 0857-24-7024

お知らせ

日南町高齢者軽度生活援助事業について

「日南町高齢者軽度生活援助事業」では、高齢者世帯の方が、シルバー人材センターへ作業を依頼した際にかかる利用料の助成を行っています。

世帯の住民税の課税状況により、利用料が5割~8割軽減されますので、対象になると思われる方は、ぜひご登録ください。

☑ 町内に住所がある概ね65歳以上の方で、在宅で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

※登録料は無料です。また更新手続きは必要ありません。※作業の依頼は直接シルバー人材センターへご相談ください。

(町シルバー人材センター：82-0223)

☎ 役場福祉保健課 82-0374

お知らせ

にちなん糖尿病教室のご案内

糖尿病について、当院の糖尿病専門スタッフがわかりやすくお話しします。一緒に楽しく学びましょう。事前申し込みは不要です。お気軽に会場までお越しください。

☎ 4月19日(金) 14:00~15:00

📍 健康福祉センター研修室

持ち物：筆記用具

☑ 意外と身近!?糖尿病って?~糖尿病と上手に付き合おう~

講師：日南病院 糖尿病外来 石井 有季子 先生

☎ 日南病院外来看護師 TEL 82-1235

募集

日南ジュニアフットボールクラブ選手募集のお知らせ

日南小学校のみなさん、サッカーを始めてみませんか?

練習体験はいつでも可能です。いっしょに遊びましょう!!

○募集 日南小学校の生徒(学年、性別は全く関係ありません!)

○活動 火・木 16:30~18:30

土曜日 13:30~15:30(土・日は試合を行う場合あり)

@町総合グラウンド(雨天時及び冬季：町体育館)

☎ 日南町ジュニアフットボールクラブ

監督：宮本(090-5659-0862)

コーチ：岡本(090-1140-4688) (okaken13@gmail.com)

サッカーをはじめましょう!



お知らせ

特別障害者手当・特別児童扶養手当について

	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。	身体や精神に中等度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。
金額	月額27,200円 (5、8、11、2月に支給)	1級：月額52,200円 2級：月額34,770円 (4、8、11月に支給)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ・印鑑 診断書(専門医によるもの) 所得状況届(町の証明が必要) 年金額を証明する書類 	<ul style="list-style-type: none"> 認定請求書 ・印鑑 戸籍謄(抄)本 ・世帯全員の住民票 振込先口座申出書 障害判定の書類 (診断書を添付する場合) 特別児童扶養手当認定診断書 (診断書を省略できる場合) 療育手帳A、身体障害者手帳
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。 ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 施設に入所している方、病院や診療所に3か月以上入院している方は対象になりません。 毎年、所得状況についての調べがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。 ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 児童が施設に入所している場合は対象になりません。 毎年、所得状況について調べがあります。

☎ 役場福祉保健課 TEL 82-0374

鳥取県障がい福祉課 TEL 0857-26-7154(特別児童扶養手当についてののみ)